

通信販売特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
情報処理機器等の通信手段	インターネットを含みます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険契約の申込み]

- (1) 当社に対して保険申込者は、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対し契約意思の表示をすることにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) 本条(1)の規定により当社が契約意思の表示を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

第3条 [保険料の払込方法]

- (1) 保険契約者は、第2条[保険契約の申込み](2)の電子データメッセージによる通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の場合、この保険契約の普通保険約款および他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

第4条 [当社からの保険契約の解除]

- (1) 当社は、第3条[保険料の払込方法](1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 [この特約による当社への通知方法]

保険契約者または被保険者が契約内容変更の通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第6条 [死亡保険金受取人の変更]

情報処理機器等の通信手段を媒介とする意思表示による申込みを行う場合は、傷害死亡保険金支払特約第13条 [死亡保険金受取人の変更] または疾病死亡保険金支払特約第12条 [死亡保険金受取人の変更] の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第7条 [普通保険約款の読み替え]

この特約により、普通保険約款「用語の説明」告知事項の説明中、「保険申込書の記載事項」とあるのを「保険契約者が当社に契約意思の表示を行う際の申出事項」と読み替えます。

第8条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。